

I 緑に係る法改正の動向等について

1 緑の基本計画について

(1) 計画概要・改訂目的

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

公園や緑道、遊歩道などの「都市施設」の緑地の整備や維持管理、身近で小規模な緑地から大規模な樹林地までの「土地利用」としての緑地の保全、住宅地や商店街、工場に至る民間施設及び公共施設などにおける緑化の推進に関する「緑の将来像」を描くとともに、これを実現するための様々な取り組みを体系的に位置づけた緑のオープンスペースに関する総合的な計画です。

本市では、平成6年に都市緑地保全法(現「都市緑地法」)が改正され、「緑の基本計画」の策定が規定されたことを受け、「府中市緑の基本計画」を平成11年に策定し、“グリーンシティ21ー緑ゆたかなふるさと府中を次世代にー”の実現を目指しました。加えて、その後、社会情勢の変化等に対応するため、計画を見直し「府中市緑の基本計画2009」を策定しました。

しかし、計画策定から10年近くが経過し、さらなる社会情勢の変化やそれらに対応するため法改正等が進められており、「防災」や「生物多様性」、「都市経営」などの観点も踏まえ、緑地の保全及び緑化の推進に取り組むことが求められつつあります。

そのため、時勢に適応した施策等を推進するため、「府中市緑の基本計画2009」の改定に向け検討を進めることとしました。

(2) 計画の位置付け等

本計画は、都市緑地法により、総合計画に即した内容であるとともに、市町村マスタープランの内容とも適合し、加えて、環境基本計画及び景観計画と調和が保たれていることとされています。

2 法改正等の動向について

●都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
- ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」(閣議決定)において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

(KPI) 民間活力による公園のリニューアル 約100件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件])

民間主体による市民緑地の整備 約70件(2017~2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件])

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

出典：国土交通省『都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）概要』

3 参考

(1) 都市緑地法について

① 制定の背景

昭和40年代以降より急激に進展し始めた都市緑地の減少に対応するため、緑地の保全及び推進を目的に、本法の前身となる都市緑地保全法が制定されました。その後、社会情勢の変化等を受け、現在の内容に至りました。

② 目的及び対象

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としています。（第一条）

<都市緑地法が設けている主な制度等>

※**下線太文字箇所**は、平成29年6月の法改正により変更された内容です。

○緑の基本計画の作成

○緑地**保全**地域の設定（地域地区の1種。都市計画で定める。）

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、緩やかな行為の制限により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

○特別緑地**保全**地区の設定（地域地区の1種。都市計画で定める。）

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、保全する制度です。

○地区計画等の活用による緑地の**保全**

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して保全することができます。また、市町村が、地区計画等の区域内において、条例で建築物の緑化率を定め、建築物の新築等に際して、一定割合以上の緑化を義務付けることができます。

○**緑化**地域制度（地域地区の1種。都市計画で定める。）

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

○**市民緑地**制度

土地や建築物等の所有者と地方公共団体などが契約し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

○市民緑地設置管理計画認定制度（緑化地域、**緑化重点地区**（緑計画で定める）が対象）

NPO、まちづくり会社等の民間主体による市民緑地の設置・管理を促すための制度です。緑地保全・緑化推進法人が設置管理する場合、税制の優遇や設置管理の補助が受けられます。

○緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の認定制度

NPO、まちづくり会社等の民間団体が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体を買入れるのと同様の優遇等の措置があります。

(2) 近年の法改正等の動向について

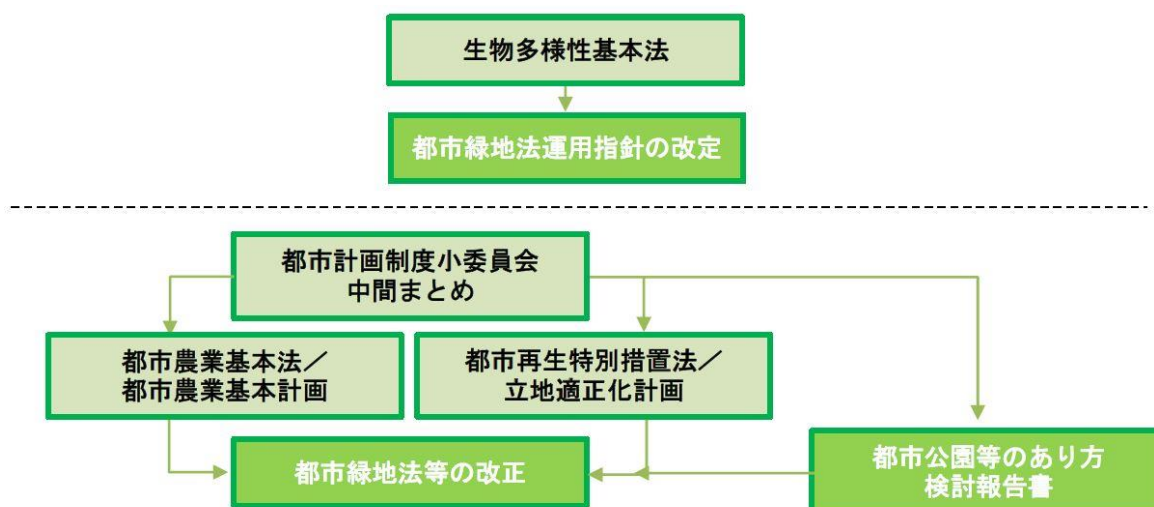


図 体系イメージ

① 平成 20 年 生物多様性基本法の成立

都市住民の生活についても、生物多様性のもたらす恵沢を享受することで成り立っており、都市づくりを進める上でも生物多様性の確保に配慮することが必要であることが定められました。

② 平成 23 年 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項

社会情勢の変化及び法成立を受け、都市緑地法運用指針にて、緑の基本計画を「エコロジカルネットワークの形成」に配慮し作成することが求められました。

③ 平成 24 年 都市計画制度小委員会 中間とりまとめ

都市計画制度小委員会より、これからの都市のあり方として、水と緑豊かな環境と日常生活に必要な行政サービス等が住まいの等の身近に存在する「集約型都市構造化」、都市を支えるまとまった緑の保全の確保、農地の保全等による「都市と緑・農の共生」の双方が共に実現された都市を目指すべき都市像とし、都市計画の前提となる民間活動を重要な手段として重視すべきと提言されました。

④ 平成 26 年 都市再生特別措置法の改正

「都市計画制度小委員会 中間とりまとめ」にて提言された「集約型都市構造化」を実現するための手段として、都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が導入された。都市機能及び居住を誘導する区域とそれを促すための施策を講ずることが可能になりました。

⑤ 平成 27 年 都市農業振興基本法成立 / 平成 28 年 都市農業振興基本計画策定

「都市計画制度小委員会 中間とりまとめ」にて提言された「都市と緑・農の共生」を実現するため、都市農業基本法が成立され、本法にもとづく都市農業基本計画が国により策定されました。本計画にて、都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと転換し、さらに農業を都市の重要な産業として位置付け、都市農業の担い手確保、都市農地の保全、都市農業振興施策の本格展開の観点から、農業施策と連携しつつ今後講ずるべき施策の方向が示されました。

⑥ 平成 28 年 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方
検討会報告書

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会により、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、そのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへ移行すべきと提言されました。

⑦ 平成 29 年 都市緑地法等の一部改正

これまでの提言や新法の成立等を受け、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律（都市緑地法、都市計画法、都市公園法等）が一括改正され、緑の基本計画で定める事項等が拡充されました。

＜法改正内容（一部抜粋）＞ ※平成 29 年 6 月 15 日施行（一部除く）

- 都市緑地法：・「緑地」の定義に、**農地が含まれること**を明確化。
※従来は、樹林地、草地、水辺地、岩石地等を指していた。
・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設。（緑化施設整備計画改め）
※**民間施設の緑化の推進から、民有地の緑化の推進**へ転換。
・市区町村長が民間の担い手（緑地保全・緑化推進法人）を指定
※まちづくり会社等が担い手に追加
※決定権者が知事から市区町村長へ変更
・緑化地域の緑化率の最低限度基準の見直し（都市計画で定める）
※**建ぺい率に関わらず 25%まで設定可能**
- ▼**緑の基本計画に関する拡充された事項**
- ・**都市公園の管理の方針**に関する事項の記載
 - ・**生産緑地地区内の緑地（農地を含む）の保全**に関する事項の記載
- 都市計画法：・田園住居地域の創設（平成 30 年 4 月 1 日より施行）
・建築規制：**第 2 種低層住居専用地域**をベースに**農業用施設の立地**を限定的に許容
※農業に関する物（集荷、処理、資材置き場等）に加え、**地域で生産された農産物の販売や飲食店等**を目的とした**小規模開発（500 ㎡以下）**が可能
・田園住居地域内の「農地」に対する建築等の規制。【法・施行令】
※通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの等については、**市町村長の許可が不要**。また、農業の利便及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障が無い規模（**300 ㎡以下**）の建築物・工作物の建築等は、**市町村長が許可しなければならない**。
- 都市公園法：・都市公園の占用許可対象に**保育所その他の社会福祉施設**を追加。
・PFI 事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を延伸（10 年⇒30 年）
・公共還元型の収益施設（飲食店、売店等）の設置管理制度の創設（公募設置等指針／認定公募等設置計画の認定。許可期間：20 年まで）
・公園管理者と民間施設の設置運営者、近隣事業者（商店会等）等が、公園の活性化方策について協議を行う協議会の組織が可能
・都市公園（遊具等）の**維持修繕基準の法令化**
・都市公園の**住民一人あたりの敷地面積標準の緩和**【施行令】
※都市緑地法に基づく**市民緑地も都市公園面積に加える**ことが可能（市街地の場合は 5 ㎡より、その他は 10 ㎡より除した値が下限）
- 生産緑地法：・生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を条例で引下げ可能。（300 ㎡を下限）
※一団性要件の運用緩和（道連れ解除への対応）
・申出可能時期を 10 年先送りする特定生産緑地指定制度の創設（土地所有者等の同意を得て市区町村指定）
・直売所、農家レストラン等の設置が可能。
※**周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工、物品の販売、料理**の提供に供する施設が対象。
※建築面積が、敷地面積の「10 分の 2」を超えないこと、かつ、建物を除いた敷地面積（農地面積）が「500 ㎡以上」であることが条件。

